

## 浜松市 令和2年度予算の編成方針

令和元年度は、地方創生に対する取り組みの着実な推進、充実・強化を目指し、総合戦略に掲げた「若者がチャレンジできるまち」「子育て世代を全力で応援するまち」「持続可能で創造性あふれるまち」の3つの基本目標の達成に向けた施策に重点を置き、市政運営を進めているところである。

きたる令和2年度も、都市の将来像である「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」、未来の理想の姿「1 ダースの未来」の実現に向け、長期的な視野に立ち、戦略計画を核としたPDCAサイクルにより、諸施策の着実な推進を図る必要がある。

こうしたことから、令和2年度の予算編成は、中期財政計画に基づき、未来まで続く持続可能な財政運営に向け、歳入確保を徹底するとともに、各政策・事業、事務事業においても前例にとらわれることなく、廃止、見直し、選択と集中を徹底し、限られた財源を最大限有効に活用することで、総合計画や総合戦略に基づく諸施策を積極的に推進していく。

## 1 財政見通し

最近の我が国の経済は、企業収益が堅調に推移する一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外情勢の不確実性、金融資本市場の変動の影響等が懸念される状況である。

また、令和元年 10 月の消費税率の引上げや、引上げ後の需要変動への対応など、制度改正にかかる地方財政への影響について、動向に注視していく必要がある。

こうした中、本市財政は、行財政改革への取り組みによる効果で、ストックにかかる財政指標は他の政令指定都市と比較して良好であるが、経常収支比率は依然として高い水準にあり、財政の硬直化は大きな課題となっている。また、少子高齢化や、働き方改革を背景とした保育・子育て環境の向上などに伴う社会保障施策関係経費の増大が見込まれる。さらには、新清掃工場や新病院、文化・スポーツ施設等の大規模な公共建築物の整備更新、小・中学校における空調設備の整備、道路・橋りょう等の既存の社会資本の長寿命化や適正な維持管理に要する経費の増加などにより、引き続き厳しい財政運営となることが予想され、中期財政計画の目標値達成は楽観視できない。

## 2 予算編成の考え方

このような財政を取り巻く状況のもと、令和2年度は、将来においても安定した財政を堅持し、かつ、真に必要な施策にしっかりと対応できるよう、市税はもとより国庫補助負担金等も含め、より一層の歳入確保を徹底するとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるため、歳出の重点化、事業の廃止、見直し、合理化、効率化によるメリハリの効いた予算案を作成する。

予算編成においては、サマーレビューの結論に基づき、新たな施策に的確に対応するとともに、「事業確認シート（なぜやるチェックシート）」の活用により、政策効果の評価・見える化や廃止・見直しを徹底する。また、令和元年度までを計画期間とする現行の浜松市“やらまいか”総合戦略の取り組みの進捗状況の総点検、総仕上げを行うとともに、令和2年度にスタートする第2期総合戦略の基本方針や戦略計画2020の基本方針に則り、重点施策について積極的に取り組むものとする。

## 3 予算編成方法

令和2年度は、引き続き全件査定を実施し、各部局の要求額に上限は設定しない。予算案は「4 予算要求における留意事項」により、行政サービスの提供のあり方や制度内容、長期に亘り継続している事業の廃止・見直しを徹底したうえで、各部局の創意工夫や努力がより反映されたものとする。

各部局においては「2 予算編成の考え方」を踏まえ、重点施策について事業展開の発展・拡充を図るなど、部局長の権限と責任のもとでマネジメント機能を発揮し、主体的かつ積極的に予算要求を行うものとする。

なお、既存事業の廃止や見直しにより捻出された財源については、新規事業や重点事業へ優先的に配分するなど、削減努力を最大限考慮する。

#### 4 予算要求における留意事項

予算要求にあたっては、過去の予算編成における課題事項への対応を行うほか、以下について十分検討し、その結果を踏まえて予算要求を行うこと。

##### (1) 全体計画について

総合計画、総合戦略、戦略計画、行政経営推進プラン【総論】(案)、公共施設等総合管理計画、中期財政計画等、市の方針を示した各計画の趣旨に沿って、予算要求を行うこと。

##### (2) 浜松市“やらまいか”総合戦略について

総合戦略に関連する事業については、令和2年度にスタートする第2期総合戦略の基本方針と第2期総合戦略策定にかかる浜松市地方創生推進本部会議及び浜松市“やらまいか”総合戦略推進会議での議論を踏まえ、適切かつ積極的に予算要求すること。

なお、事業立案にあたっては、地方創生推進交付金（特に広域連携事業）や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）などの国による財政・税制支援措置の活用を積極的に検討すること。

##### (3) 持続可能な開発目標（SDGs）にかかる施策の推進について

SDGsの達成に向け、SDGsのゴール、ターゲットを念頭に、予算要求すること。

##### (4) 事業の廃止及び見直しについて

すべての事業について「事業確認シート（なぜやるチェックシート）」の考え方を活用した自己点検による抜本的な見直しを行うこと（「事業」とは政策・事業シートの事業単位ではなく、より細かい単位の事務事業を含むものとする）。とりわけ、働き方改革に対応した生産性向上に向けた見直しを実施すること。また、令和元年度の全事業見直し及び過去のたらればテストによる自己点検において指摘のあった事業については、当該内容を踏まえ、予算要求を行うこと。

なお、別途財政課より、部局別に「令和2年度当初予算要求に対する指摘・調整事項」を発出するため、その指摘内容や考え方について検討し、予算要求において、検討結果及び見直しの内容を示すこと。

##### (5) 定員適正化計画について

予算要求においては、定員適正化計画との整合性を勘案し、事業量に対す

る人的資源の配分についても十分検討すること。特に、新規事業や拡充事業の要求については、部局内において、人的資源を含め、廃止見直し、選択と集中を徹底すること。

#### (6) 民間活力の導入について

すべての事業について、「浜松市民間活力の導入に関する基本方針」に基づき、民営化、協働事業化、業務委託等の手法による民間活力の導入を検討すること。検討にあたっては、政策法務課経営推進担当「官民連携推進窓口」やアセットマネジメント推進課「官民連携プラットフォーム」と連携し、「サウンディング型市場調査」「浜松市発案・提案型官民連携制度（やらまいか！民間発案・提案）」等の積極的な活用を図ること。

また、「ヒトをヒトへ」変えるアウトソーシングだけでなく、「ヒトをモノへ」変える AI・ICT 等を活用した業務の内製化についても検討し、中長期的な視点で費用対効果が高いと判断できる場合は、導入を検討すること。

#### (7) 新たな資金調達手段、事業手法の活用について

企業協賛、遊休資産の利活用、ネーミングライツ、ふるさと納税、クラウドファンディング、成果報酬型民間委託手法の一つである SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）など、新たな資金調達の手法の積極的な活用を検討すること。

また、企業の CSR 活動との連携やシェアリングエコノミーの普及など、これまでの事業手法と異なる展開も検討すること。

#### (8) 公益団体等に対する支援について

##### ア 補助金及び交付金

「補助金見直しにかかるガイドライン（令和元年 9 月）」に基づき、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえ、実績を評価したうえで、行政関与の必要性や費用対効果などあらゆる観点から検討し、廃止・見直し等を判断すること。

##### イ 負担金

「負担金の見直しにかかるガイドライン（令和元年 9 月）」に基づき、行政関与の必要性や行政が負担すべき経費の内容を精査し、脱退、廃止、負担金額の削減・一時停止などの見直しを行うこと。また、平成 28 年度から 2 年間実施した定期事務査察の結果を踏まえ、負担金事務の適正化を図ること。

## ウ 外郭団体への支援

本市の外郭団体が、民間の資金とノウハウを活用し、自らの判断と責任により事業の効率化・経営健全化に取り組むよう、「浜松市外郭団体の設立及び運営に対する関与の基本方針」に基づき、市として必要な関与を実施すること。

## (9) 公共施設の管理運営について

### ア 公共施設等の計画、更新・改修等

個別施設等の基本構想や基本計画、大規模改修などに要する経費については、事前にアセットマネジメント推進課、公共建築課等と調整・検討のうえ、予算要求すること。

### イ 施設修繕等

施設所管課にあつては、不具合箇所の放置などがないよう施設の現状を把握すること。また、定期的な保守点検結果や公共建築課からの指摘、指定管理者からの要望、利用者の声などを踏まえ、必要な経費を算定すること。

## (10) 使用料及び手数料等の適正化について

施設の使用料、各種手数料等については、市民負担の公平性の観点から、受益と負担の適正化を図ること。

## (11) 公共事業について

建設工事及び建設工事関連業務委託については、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に従い適切な工期設定に努めるとともに、債務負担行為を積極的に活用することで、平準化を前提とした計画的な執行ができるよう、発注者の責務としての確に予算要求すること。

なお、事業計画策定にあたっては、調達課及び技術監理課より通知される「建設工事及び建設工事関連業務委託の発注見通し作成ガイドライン(令和2年度版)」に留意すること。

## (12) 一括発注について

令和元年9月4日発出の財務部長通知「一括契約にかかるガイドラインの本格運用及び業務の見直しについて」に基づき、業務委託等の一括発注を実施するとともに、他の類似する業務についても部局の内外を問わず一括発注による事務量の軽減、スケールメリットの発現に努めること。

**(13) 戦略計画評価レポート等の活用について**

戦略計画を核とする PDCA サイクルの評価 (CHECK) の一環として作成している戦略計画評価レポート及び政策・事業シートにおける評価結果を踏まえ、事業の廃止を含めて検討すること。

**(14) 効果の見える化、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進について**

すべての事業の必要性・効果の検証においては、各種統計や RESAS など客観的なデータを活用した分析を徹底し、費用対効果等について、数値を用いて見える化に努めること。

**(15) 業務自動化による生産性向上について**

働き方改革を推進し、限られた人員のなかで生産性を向上させ、業務の効率化を図る観点から、既存の業務プロセスを見直し、最適化したうえで、AI（人工知能）や定型的なパソコン操作業務の RPA（ソフトウェアロボットによる業務自動化の取り組み）の活用などを検討すること。